

環自国発第2204134号
令和4年4月13日

各地方環境事務所長
各自然環境事務所長 殿

自然環境局
国立公園課長
自然環境計画課長
(公印省略)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
自然公園法関係の手続き等について

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）については、令和3年6月2日に公布され、令和4年4月1日から施行されることとなった。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）が、令和4年3月31日に公布されるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年環境省令第14号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（令和4年環境省令第15号）が令和4年4月1日に公布され、令和4年4月1日から施行されることとなった。また、法律の施行に合わせ、各都道府県知事宛に、当該法制度に関する通知及び「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」が発出されたところ。

本通知は、これらの内容のうち自然公園法関係等を引用し、また、地方環境事務所及び都道府県の自然公園部局における取扱い（以下の通知の枠内）を整理したものである。了知の上、その適切な施行に努められたい。

第1 法改正事項の概要と趣旨

1 2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定する。これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進する。

2 地域脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設

地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。市町村から、実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令（温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法）の手續ワンストップ化等の特例を受けられることとする。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組を推進する。

3 企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手續なしで公表される仕組みとする。また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動を追加する。これにより、企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を実現するとともに、地域企業を支援し、我が国企業の一層の取組を促進する。

第2 地域脱炭素化促進事業の制度概要

1 地域脱炭素化促進事業

- (1) 「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。）のための施設（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。
- (2) 「地域脱炭素化促進施設」とは、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で以下が定められている。

- ① 再生可能エネルギー発電設備
(※水力を電気に変換するものにあつては、その出力が3万kW未満のものに限る。
※地熱を電気に変換するものにあつては、その探査に係る調査のための掘削設備を含む。)
- ② 再生可能エネルギー熱供給設備
- ③ ①②に掲げるものに附帯する設備又は施設であつて、蓄電池設備、蓄熱設備及び水素製造・貯蔵設備その他の地域の脱炭素化の促進に資するもの

2 地方公共団体実行計画

(1) 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）においてその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定めるものとされている。また、その他の市町村も、実行計画においてその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定めるよう努めるものとされており、その場合においては、以下の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めるものとされている。

- ① 地域脱炭素化促進事業の目標
- ② 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- ③ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ④ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- ⑤ 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
 - ・地域の環境の保全のための取組
 - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(2) 都道府県が実行計画において温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項（3（9）の都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が実行計画において温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項若しくは地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めようとする場合、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該協議会における協議をしなければならない。

(3) 国及び都道府県は、市町村に対し、実行計画の策定及びその円滑な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 促進区域の設定に係る国及び都道府県の基準

(1) 促進区域は、促進区域設定に係る環境省令において環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして定める基準に従い、かつ、都道府県基準設定に係る環境省令で定めるところにより、都道府県が促進区域設定に関する基準を定めた場合にあつては当該基準に基づき、市町村が定める。

(2) 国が定める環境保全に係る基準は、促進区域設定に係る環境省令において以下のとおり掲げられている。

- ① 促進区域に含めない区域

環境保全の支障を防止する必要性が高いものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域（許可基準において再生可能エネルギーの立地を原則として認めていない区域）

- ・ 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
- ・ 国立/国定公園の特別保護地区・海城公園地区
- ・ 国立/国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）
- ・ 国指定鳥獣保護区の特別保護地区
- ・ 生息地等保護区の管理地区

② 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域及び促進区域の設定の際に環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

a) ①以外で、環境保全の支障を防止する観点から再生可能エネルギーの立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要な区域について、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること

- ・ 国立/国定公園（①の区域以外）
- ・ 生息地等保護区の監視地区
- ・ 砂防指定地
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、魚つき保安林、保健保安林、風致保安林）

b) 環境保全の支障を防止する必要性が高いものの性質上エリアでの規制がなじまないためエリアでの規制が行われていない事項について、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められること

- ・ 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
- ・ 騒音その他の生活環境への支障

(3) 国立公園、国定公園のうち、特別保護地区、海城公園地区及び第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）以外の区域については、地域脱炭素化促進施設の設置について許可・届出制となっており、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことが求められる。市町村の促進区域の検討に当たっては、地方環境事務所及び都道府県とよく相談し、必要な対応について確認することとなっている。なお、当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがある形での大規模な再生可能エネルギー発電施設に係る促進区域の設定は回避することが求められる。

(4) 地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性や設置形態（建造物に設置・付属されるか、

土地に設置されるか等)を踏まえるとともに、これらの事業特性を踏まえて環境への影響の懸念が小さい場所(例:工場跡地などの開発済の土地)から優先的に設定することが必要である。

地方環境事務所等及び都道府県において、市町村から促進区域設定に関する相談を受けた場合及び後述の地方公共団体実行計画協議会に参加し協議する場合には、促進区域に(2)①の除外すべき区域が含まれないことを確認するとともに、②の区域についても、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成(国立/国定公園であれば優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進)に支障を及ぼすおそれがないかを確認する。

(5) 都道府県の基準は、地域の自然的社会的条件に応じて任意で定めるものとされている。都道府県基準の一般的な留意事項は、以下のとおりである。

- ① 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。
- ② 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。
- ③ 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。
- ④ 国又は地方公共団体等有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

(6) 都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、地域脱炭素化促進施設の種類毎の環境配慮事項に応じて、都道府県基準設定に係る環境省令に掲げる「収集方法」により、「収集すべき情報」を収集して整理する。例えば、太陽光発電の環境配慮事項については以下に掲げる内容を定めるものとされている。

- ① 騒音による生活環境への影響
- ② 水の濁りによる影響
- ③ 重要な地形及び地質への影響
- ④ 土地の安定性への影響
- ⑤ 反射光による生活環境への影響
- ⑥ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- ⑦ 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- ⑧ 地域を特徴づける生態系への影響
- ⑨ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- ⑩ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- ⑪ その他都道府県が地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項

(7) 都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、以下に掲げる情報その他都道府県が必要と判断するものを収集する。

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影による影響：住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類の種類
 - ② 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温による影響：水道原水取水地点（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点をいう。）等の状況
 - ③ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち温泉への影響：温泉の状況
 - ④ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち重要な地形及び地質への影響：地形及び地質の状況
 - ⑤ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち土地の安定性への影響：土地の形状が保持される性質の状況
 - ⑥ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項のうち動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響並びに植物の重要な種及び重要な群落への影響並びに地域を特徴づける生態系への影響：国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとまって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況
 - ⑦ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響：眺望の状況及び景観資源の分布状況
 - ⑧ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響：野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況
- (8) 都道府県基準設定に係る環境省令において、(7)の情報の収集は次に掲げる方法により行うものとされている。
- ① 国又は地方公共団体等が有する文献その他の資料（自然公園等、法令（条例を含む。）に基づく土地利用に関する規制等の対象となる地域の指定等の状況を示した図面等を含む。）を収集する方法
 - ② 専門家等から科学的知見を聴取する方法
- (9) これらの情報に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から検討を行い、この結果を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう以下のような基準を示すこととされている。
- ① 促進区域とすることが適切ではないと都道府県が判断する区域
 - ②-1 促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項
 - ②-2 考慮することとする環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方等

- ・市町村が促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法
- ・適正な配慮のための考え方（市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置を含む。）

都道府県が都道府県基準を定めようとする場合には、（２）の「国が定める環境保全に係る基準」に定める国立/国定公園（普通地域を含む。）等の区域に加え、都道府県立自然公園（普通地域を含む。）、都道府県自然環境保全地域等の都道府県が指定した保全区域についても、（９）①の都道府県として除外すべき区域とするかどうかを検討し、その検討結果を都道府県基準に規定しておくことが望ましい。

(10) 都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、環境影響評価手続の対象となる規模未達の事業のうち、都道府県の定める一定規模以下の事業についての特例に係る基準についても定めることができる。

また、環境影響評価手続の対象とならない規模未達の事業のうち、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全の適正な配慮が確保されるものとして都道府県が地域脱炭素化促進施設の種類毎に定める規模、設置形態、立地その他の事業の態様に係る基準を満たすもの（（２）の国が定める環境保全に係る基準とは別に都道府県基準を定める必要がないと都道府県が判断するもの）については、（９）の都道府県基準の適用を除外することができる。

4 促進区域及び「地域の環境の保全のための取組」の設定

(1) 市町村が促進区域を設定するに当たっては、3（２）及び3（９）の基準に基づくことが必要であるほか、地域の合意形成の円滑化を図り、事業の予見可能性を高めるとともに、地域における事業の必要性を確保するため、環境保全の観点や社会的配慮の観点から考慮すべき事項に留意する。また、これらの考慮の考え方については、盛土をはじめとする防災に関する検討、OECM といった新たな概念の検討が進められていることも踏まえ、適時適切な情報のアップデートや見直しを行うことも重要である。考慮すべき事項として、例えば以下のような事項が考えられる。

① 環境保全の観点から考慮することが望ましい事項

- ・世界自然遺産
- ・ラムサール条約湿地
- ・国指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）
- ・レッドリスト掲載種
- ・生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）
- ・生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）
- ・自然再生の対象となる区域
- ・保護林、緑の回廊
- ・史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観
- ・風致地区

- ・特別緑地保全地区
- ・歴史的風土特別保存地区
- ・近郊緑地特別保全地区
- ・環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等）
（都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域、都道府県指定鳥獣保護区を含む。）

② 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項

- ・河川区域
- ・土砂災害警戒区域等
- ・保安林（航行目標保安林）
- ・世界文化遺産
- ・優良農地
- ・港湾
- ・航空施設
- ・気象レーダー
- ・防衛施設
- ・文化財（４（１）①以外）
- ・社会的配慮の観点から考慮することが望ましい都道府県独自制度（条例等）

（２）促進区域の検討に当たっては各法令や区域等に関係する関係市町村、都道府県の所管部局、地方環境事務所、森林管理局等とよく相談する必要がある。

（３）市町村は、促進区域を設定する際に３（２）①及び３（９）①の国及び都道府県が促進区域に含めないこととする区域を確認し、促進区域として設定しないようにする。３（２）②及び３（９）②の区域や事項についても確認し、まずはこれらに該当する区域や事項がない土地から優先的に促進区域とすることを検討する。

地方環境事務所等及び都道府県において、促進区域を定めようとする市町村から相談を受けた場合及び後述の地方公共団体実行計画協議会に参画し協議する場合には、３及び４の規定に留意しながら、市町村が「促進区域」や「地域の環境の保全のための取組」の設定等の検討をするのに必要な情報提供や技術的助言を行うなど対応する。なお、秘匿性の高い情報等（希少な野生動植物の情報等）は慎重に取り扱うこととする。

（４）「地域の環境の保全のための取組」での適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）等が考えられるほか、さらに事業の実施に当たって事業者の取り組む事項として、環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組や、新たな環境価値の創出を伴う取組（プラス面の環境影響をもたらす）を事業計画に盛り込むことを位置づけることも考えられる。（例：荒廃農地において地域脱炭素化促進施設を整備することによる獣害対策への貢献、周辺の荒廃地の緑化や廃屋の撤去等の実施）

5 地域脱炭素化促進事業計画

- (1) 地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、当該事業に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、実行計画を作成した市町村の認定を申請することができる。
- (2) 地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業認定申請の前に、地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合は当該協議会に協議しなければならない。
- (3) 市町村は、(1) の認定申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が実行計画に適合するものであること等の認定要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (4) 市町村は、(3) の認定をしようとする場合において、認定申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された行為が、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の許可を受けなければならないもの又は同法第 33 条第 1 項の届出をしなければならないものであるときは、国立公園の区域内において行うものは環境大臣に、国定公園の区域内において行うものは都道府県知事に、あらかじめ協議し、その同意を得なければならない。
- (5) 環境大臣又は都道府県知事は、(4) の協議があった場合において、当該協議に係る行為が、自然公園法第 20 条第 4 項の規定により同条第 3 項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。
- (6) 地熱資源の開発には地下資源特有の難しさ（特に地下深部の情報の取得）があるため、そのポテンシャルについては実際に掘削を含む資源調査をしなければ把握できない。よって、地熱に関しては施設整備のみならず掘削調査も認定申請対象となるが、資源調査段階では最終的に設置される地域脱炭素施設の規模等が決定できないため、施設整備等に関する地域脱炭素化促進事業計画の認定申請はできない。まず掘削調査段階で認定申請を受けた後、掘削調査の結果を踏まえて施設の規模等を決定し、改めて施設整備等に関する認定申請を受ける必要がある。
- (7) 地域脱炭素化促進事業が複数の市町村に跨って行われる場合、事業の実施領域が含まれる全ての市町村から認定を取得する必要がある。特に地熱発電については、傾斜掘削により、再エネ設備の建設等が行われる市町村だけでなく隣の市町村の地下にまで及ぶことがあるため、地下の事業実施領域も含めて認定を取得する必要がある。

6 自然公園法の特例

- (1) 5 (3) の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従って、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が国立公園又は国定公園の区域内において自然公園法第 20 条第 3 項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。
- (2) 認定事業計画に従って、認定事業者が国立公園又は国定公園の区域内において行う行為については、自然公園法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しないものとする。

- ・ 地方環境事務所等及び都道府県において、市町村から自然公園法において許可又は届出を要する行為が記載されている地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る協議を受けた場合には、後述の8（2）の記載事項及び8（3）の添付書類（特に8（4）に掲げるもの）の内容を確認し、自然公園法に基づく許可又は届出が提出された場合と同様の基準により同意の可否を判断する。
- ・ 地域脱炭素化促進事業計画の申請書の記載事項又は添付書類に不備・不足等がある場合は、補正を求める。
- ・ 地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意する際、国立公園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。
- ・ 自然公園法において届出を要する行為が記載されている地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る協議を受けた場合であって、当該行為が自然公園法第33条第2項に基づき当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずるものに該当するときには、認定に同意する際に、当該行為を制限し、又は必要な措置を執るべき旨の条件を付することができる。
- ・ 国立公園の区域内における地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る協議を環境大臣が受けた場合であって、当該計画の内容が自然公園法施行令附則第2項に規定する都道府県知事が処理するものであるときには、環境大臣はあらかじめ当該都道府県知事に協議した上で同意の可否を判断するものとする。
- ・ 国立公園の区域内における地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る協議を都道府県知事が受けた場合であって、当該計画の内容が自然公園法第20条第5項に規定する環境大臣に協議すべき行為に該当するときには、都道府県知事は環境大臣に協議した上で同意の可否を判断するものである。
- ・ 地域脱炭素化促進事業計画に記載されておらず、5（4）の同意をしていない行為については、本特例措置の対象ではないため、個別に自然公園法の手続が必要である。
- ・ このように、本特例措置は、事業計画の提出・調整先が市町村にワンストップ化されることにより、事業者と関係機関との調整事務の負担軽減を図るためのものであり、許可等の基準を緩和する趣旨ではないことに留意されたい。
- ・ なお、自然公園法第20条第3項に規定する特別地域に係る許可及び同法第33条第1項に規定する普通地域に係る届出を要する行為以外の行為は本特例措置の対象ではない。

7 地方公共団体実行計画協議会

- (1)、都道府県及び市町村は、単独又は共同して地方公共団体実行計画協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる」とされている。都道府県が環境配慮の基準を定める場合、市町村が地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等（促進区域等の設定）を定める場合、及び事業者が地域脱炭素化促進事業計画認定申請をおこなう場合等にお

いて、あらかじめ住民その他利害関係者の意見を反映させ、円滑な地域合意を図る観点から、有識者や地域の関係者等から構成される協議会を積極的に活用することが望まれる。

(2) 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 実行計画（区域施策編）を策定しようとする都道府県及び市町村
- ② 関係行政機関
- ③ 関係地方公共団体
- ④ 地球温暖化防止活動推進員
- ⑤ 地球温暖化防止活動推進センター
- ⑥ 地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者
- ⑦ 住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- ⑧ 学識経験者その他の都道府県及び市町村が必要と認める者

(3) 協議会は、再生可能エネルギー種や促進区域の種類等によって適宜構成員を変化させることが考えられ、協議会の下に再生可能エネルギー種毎に分科会を設けることも可能である。

地方公共団体の自然環境部局や地方環境事務所等も、促進区域や環境配慮事項等を検討する早期の段階から許認可制度に対する理解増進や円滑な調整を図るため、協議会の構成員として参加することが想定される。ただし、個別事業者の地域脱炭素化促進事業計画認定に関する協議会では、許認可権者は構成員ではなくオブザーバー等の立場から情報共有を行うという役割に留めておく必要がある。

- ・ 市町村の促進区域設定や都道府県の基準策定等の実行計画の記載内容を協議する協議会については、地方環境事務所等及び都道府県は、構成員として参加する。
- ・ 一方、事業者が作成する事業計画を協議する協議会については、自然公園に係る許認可担当者はオブザーバーとして参加する。これは、協議会の協議結果により後の審査内容を拘束されないためである。ただし、あらかじめ協議会で事業計画の内容等を確認し、自然公園法の審査の観点から同意し得る内容となるよう適宜調整を図ることが望ましい。

8 地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請

(1) 地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第1号による申請書を市町村に提出しなければならない。

(2) 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- ③ 地域脱炭素化促進事業の実施期間
- ④ 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
- ⑤ ④の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

- ⑥ ④の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
 - ⑦ ④の整備及び第五号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - ⑧ ④の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
 - ⑨ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項
 - 一 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間
 - 二 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項
- (3) 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ① 申請者の定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
 - ② 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
 - ③ 地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面
 - ④ 地域脱炭素化施設等の規模及び構造を明らかにした図面
 - ⑤ 地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権限を有するか、又はこれを確実に取得することができることを認められるための書類
 - ⑥ バイオマス（高度化法施行令第4条第7号に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用する場合にあっては、利用するバイオマスの種類毎に、それぞれの調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書類
 - ⑦ 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
 - ⑧ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業について、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
 - ⑨ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続の実施状況を示す書類
 - ⑩ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。）を遵守する旨の誓約書
 - ⑪ ①～⑩までに掲げる書類のほか、地域脱炭素化促進事業計画にワンストップ化特例対象法令の許可等に係る行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令別表に掲げる書類
- (4) (3) ⑪に掲げる書類として、地域脱炭素化促進施設計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備の内容又はその整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が、自然公園法第20条第3項の許可を要する行為である場合は、別記様式第2の8による書類及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第10条第2項各号及び第3項各号に掲げる図面を添付しなくてはならない。
- それが自然公園法第33条第1項の届出を要する行為である場合は、別記様式第2の

9による書類及び自然公園法施行規則第10条第2項各号に掲げる図面を添付しなくてはならない。

9 地域脱炭素化促進事業計画の変更認定申請、認定取消し

- (1) 認定事業者は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、変更申請書を市町村に提出し、再度市町村の認定を受けなければならない。ただし、以下に掲げる変更以外の軽微な変更については、遅滞なくその旨を市町村に届け出ればよい。
 - ① 認定地域脱炭素化促進事業者の変更
 - ② 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更
 - ③ ②に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
 - ④ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
 - ⑤ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
 - ⑥ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
 - ⑦ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
 - ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更
- (2) 認定事業者が地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとする場合、変更後の事業計画を再度協議会に諮る必要があるとともに、市町村は関係法令の許認可権者に対して再協議を行い、同意を得る必要がある。
- (3) 地熱発電については、地下資源の調査が進むにつれて事業計画が決定していく特性があるため、資源調査や施設整備等の段階毎に事業計画の認定申請が必要となる。各段階の事業内容は異なるため、市町村は段階毎に許認可権者に対しても再協議を行い、同意を得る。
- (4) 市町村は、以下に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、事業の認定を取り消すことができる。認定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。
 - ① 認定事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画（(1)の変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。
 - ② 認定地域脱炭素化促進事業計画が5（3）の認定要件のいずれかに該当しないものとなったとき

- ・当初の事業計画は各法令の許可基準に適合した上で認可されたとしても、その後の事業計画の変更により施設の規模や立地、関連行為の内容等が変更すれば許可基準に適合しなくなってしまう可能性があるため、事業計画の変更に関して市町村から地方環境事務所等及び都道府県に協議があった場合は、改めて自然公園法に基づく許可又は届出が提出された場合と同様の基準により同意の可否を判断する。
- ・また、同意を得た内容に違反した場合には、市町村等と連携して認定の取消しや原状回復に関する措置を検討するとともに、自然公園法上の違反行為として対処することも検討する。

第3 事務の委任について

地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令において、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第5項の規定による環境大臣の権限（地域脱炭素化促進事業計画認定に係る市町村からの協議に対する同意）は、その市町村の区域を管轄する地方環境事務所長に委任され、ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げないことされている。

5（4）の地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る市町村からの協議は、自然公園法に基づく許可又は届出が提出された場合と同様に、その地域を管轄する自然保護官事務所等において受付け、進達し、自然公園法施行規則第20条に掲げる地方環境事務所長に委任された行為が含まれる場合は地方環境事務所長が、権限委任されていない上記以外の行為を含む場合は環境大臣が同意するものとする。地方環境事務所長は、環境大臣が同意すべき地域脱炭素化促進事業計画について、必要な審査を行った上で環境省本省国立公園課に進達するものとする。

※参考となるガイドライン類

発電種	参考とするガイドライン
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 (令和2年3月環境省) ● 「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」 (令和3年4月資源エネルギー庁)
風力発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル (第2版)」 (令和2年3月環境省) ● 「事業計画策定ガイドライン (風力発電)」 (令和3年4月資源エネルギー庁)
中小水力発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 「事業計画策定ガイドライン (中小水力発電)」 (平成29年1月資源エネルギー庁) ● 「小水力発電設置のための手引き」 (平成28年3月国土交通省水管理・国土保全局)
地熱発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 「温泉資源の保護に関するガイドライン (地熱発電関係)」 (令和3年9月環境省) ● 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」 及びその解説通知 (令和3年9月環境省) ● 「事業計画策定ガイドライン (地熱発電)」 (令和3年4月資源エネルギー庁)
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン」 (令和3年7月環境省) ● 「事業計画策定ガイドライン (バイオマス発電)」 (令和3年4月資源エネルギー庁)